

農業委員会等に関する法律

【委員の選挙権・被選挙権】

第8条 農業委員会の区域内に住所を有する下に掲げる者で年齢20年以上の者は、当該農業委員会の選挙による委員の選挙権及び被選挙権を有する。

- 1 都府県にあつては10アール、北海道にあつては30アール以上の農地につき耕作の業務を営む者。
- 2 前号の者の同居の親族又はその配偶者（その耕作に従事する日数が省令で定める日数に達しないと農業委員会が認めた者を除く。）
- 3 第1号に規定する面積の農地につき耕作の業務を営む農業生産法人（農地法第2条第7項に規定する農業生産法人をいう。）の組合員又は社員（その耕作に従事する日数が前号の省令で定める日数に達しないと農業委員会が認めた者を除く。）

【選挙人名簿】

第10条 市町村の選挙管理委員会は、政令の定めるところにより、第8条第1項に規定する者の申請に基づき、毎年1月1日現在によりその選挙資格を調査し、農業委員会委員選挙人名簿を調製しなければならない。

- 2 市町村の選挙管理委員会は、前項の申請がないとき、又は同項の申請があつた場合において当該申請に錯誤若しくは遺漏があるときは、職権をもって選挙人名簿を調製し、又は修正することができる。

農業委員会等に関する法律施行令

【選挙人名簿の調製】

- 第3条 法第8条第1項の規定により選挙権を有する者は、毎年1月1日現在により同月10日までに、省令で定める様式による農業委員会委員選挙人名簿調製のための申請書を農業委員会を経由して市町村の選挙管理委員会に提出しなければならない。
- 2 農業委員会は、前項の申請書を受領したときは、1月31日までに当該申請書に記載された事項について意見を附して、これを市町村の選挙管理委員会に送付しなければならない。この場合において、申請書に記載された者が法第8条第1項第2号若しくは第3号の規定により選挙権を有しないと認めたとき又は申請書に記載された農地につき同条第3項の規定により面積を定めたときは、その旨をあわせて記載しなければならない。
 - 3 法第8条第1項の規定により選挙権を有する者で第1項の申請書を提出しない者があるときは、農業委員会は、その者について同項の申請書に代わるべき文書を作成し、1月31日までに市町村の選挙管理委員会に提出することができる。
 - 4 市町村の選挙管理委員会は、第1項の申請書及び前項の文書に基づき、2月20日までに法第10条第1項の規定による農業委員会選挙人名簿を調製しなければならない。
 - 5 前4項の規定は、法第11条において、準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条第1項（選挙人名簿の再調製）の規定による選挙人名簿の再調製につき準用する。但し、期日については、市町村の選挙管理委員会が定めて告示するところによる。
 - 6 選挙人名簿又はその抄本は、その名簿又は抄本を用いて選挙された農業委員会委員の任期間、市町村の選挙管理委員会において保存しなければならない。